

いばらき

平成30年度

国民年金保険料免除・納付猶予制度のご案内

平成30年度の国民年金の保険料（定額）は、月額16,340円です。

国民年金保険料を未納すると、将来の老齢基礎年金、いざというときの障害基礎年金・遺族基礎年金などを受け取ることができない場合があります。そのような状況を防ぐため、国民年金制度では個人の所得に応じて保険料の支払いを免除（全額、4分の3、半額、4分の1）または猶予することができます。

平成30年度（平成30年7月分～平成31年6月分）の免除・納付猶予申請を役場で申請する方は、平成30年7月2日(月)から受付となりますので、申請の際には、年金手帳、印鑑をご持参ください。

※平成26年4月より、保険料の納付期限から2年を経過していない期間（申請時点から2年1か月前までの期間）について遡って免除等を申請できることとなりました（学生納付特例も同様）。

①免除（全額免除・一部免除）申請

※本人、配偶者、世帯主の前年所得が一定額以下の場合に保険料の納付が全額免除または一部免除となります。

平成30年度	納付額（月額）	所得制限額
全額免除	0円	(扶養親族等の数+1)×35万円+22万円
3/4免除	4,090円	78万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等
半額免除	8,170円	118万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等
1/4免除	12,260円	158万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等

②納付猶予申請

50歳未満の方で、本人、配偶者（別居中の配偶者を含む）それぞれの前年所得が一定額以下の場合に保険料の納付が猶予されます。50歳未満の方は納付猶予を利用できますが、一部免除の可能性がある場合はどちらかを選択できます。猶予を受けた期間の保険料は、追納しないと年金額に反映されません。受給資格期間の計算には含まれます。

〈所得制限額（扶養親族等の数+1）×35万円+22万円〉

③学生納付特例

学生の方で本人の所得が一定額以下の場合には、保険料の納付が猶予される学生納付特例制度を利用できます。

※学生の方は、免除や納付猶予を申請できません。毎年申請が必要で、猶予を受けた期間の保険料は、追納しないと年金額に反映されません。受給資格期間の計算には含まれます。

〈所得制限額 118万円+扶養親族等の数×38万円+社会保険料控除額等〉

▶申請に必要なもの：年金手帳、学生証(有効期限の記載があるもの)のコピーまたは在学証明書(原本)、印鑑

④退職(失業)による特例(退職した本人のみの所得をゼロと見なす特例)

退職日の翌日(喪失日)が属する年度を含めた2年度内の免除申請に適用されます。

▶申請に必要なもの：雇用保険被保険者離職票または雇用保険受給資格者証 など

※**「一部免除」については、一部納付保険料を納付していることが必要です。**

※**免除等を受けている期間は10年まで遡って追納することが可能です(追納制度)。**

ご不明な点はお気軽にお問い合わせください



【問合せ先】水戸南年金事務所 ☎ 029-227-3251

茨城町保険課 医療年金グループ ☎ 029-240-7113 (直通)